

電子契約にかかる質疑応答集【事業者向け】

連番	大分類	小分類	質問	回答
1	共通	電子契約の対象	全ての契約で電子契約サービスが利用できますか。	【建設工事関係】 すべての工事、委託契約が対象です。（変更契約含む） 【物件関係】 電子調達システムで調達した案件が対象です。（変更契約含む）
2	共通	電子契約の対象	法令等の規定により書面の契約書が必要となる契約は電子契約の対象外とされていますが、その具体例を教えてください。	下記のとおりです。 ・事業用定期借地契約（借地借家法23条） ・企業担保権の設定又は変更を目的とする契約（企業担保法3条） ・任意後見契約書（任意後見契約に関する法律3条）
3	共通	電子契約の対象	随意契約や企画提案コンペの際の契約書はこれまで通り紙契約と考えて良いですか。	建設工事関係においては随意契約等についても電子契約の対象です。物件関係においては原則として三重県電子調達システム（物件等）により調達した案件が電子契約の対象であるため、それ以外はこれまで通り紙契約となる予定ですが、案件によっては電子契約の対象となることもあります。
4	共通	電子契約の利用メリット	電子契約を利用するメリットは何ですか。	電子契約を利用するメリットとして、以下の点が考えられます。 ① コスト削減 →印刷代、郵送代、印紙代などが不要なためコスト削減に繋がる。 ② 働き方改革の推進 →印刷や持参が不要なため、場所にとらわれず手続可能となる。 ③迅速な契約手続 →印刷や持参が不要なため、必要な作業が減少し、契約までのスピードを向上できる。
5	共通	事前準備	電子契約を締結するに当たり、クラウドサインのアカウント登録が必要ですか。	不要です。
6	共通	事前準備	電子契約を行うにあたり、何か準備する必要はありますか。	インターネット環境とメールアドレスがあれば電子契約を行うことができますので、特別準備いただくものではありません。 費用負担や電子契約サービスへの登録も必要ありません。
7	共通	事前準備	スマートフォンでも対応できますか。	メールの送受信が可能で、推奨環境を満たしたスマートフォンであれば、電子契約の締結は可能です。 推奨環境:Chrome、Safari、Firefox、Microsoft Edge（Internet Explorerは非推奨です。）
8	共通	利用可能時間	電子契約サービスの利用可能時間に制限はありますか。	利用可能時間は、24時間365日（計画停止／定期保守を除く）です。
9	共通	電子署名・タイムスタンプ	タイムスタンプとは何ですか。	電子署名とは、電子ファイルが改ざんされていないことを証明するための暗号処理の仕組みのことです。対象の書類に対して「誰が」「何を」契約したかを技術的に証明します。 一方、タイムスタンプは、対象の書類に対して「いつ」「何を」契約したかを技術的に証明します。 これら2つの処理を施すことにより、電子文書の証拠力を担保することができます。
10	共通	タイムスタンプ	タイムスタンプの有効期限はいつまでですか。	有効期限は10年間です。 したがって、契約期間が10年を超える契約及び自動更新条項が設けられた契約は電子契約の対象から除外しています。
11	共通	電子契約利用意向兼メールアドレス確認書	契約内容の最終確認者は、必ず法人の代表者である必要がありますか。	契約締結権者から契約の締結を委任されるなど契約締結権限を有する方であれば、必ずしも代表者である必要はありません。
12	共通	電子契約利用意向兼メールアドレス確認書	担当者とは最終確認者で同一のメールアドレスを設定することは可能ですか。	同一のメールアドレスを設定することはできません。 メールアドレスが1つしかない場合は、担当者の記載を省略し最終確認者1名のための記載としてください。
13	共通	電子契約利用意向兼メールアドレス確認書	電子契約利用意向兼メールアドレス確認書に記載した情報に変更があった場合、どうすればよいですか。	電子契約利用意向兼メールアドレス確認書の提出後、契約締結までの間に担当者や最終確認者、それぞれのメールアドレスに変更があった場合は、県の契約事務担当者に連絡の上、確認書を再度提出してください。 なお、確認書は案件ごとに提出いただくこととしていますので、契約締結後に変更があった場合には、次に県と契約を行う際に提出する確認書で、変更後の情報を記載してください。
14	共通	電子契約利用意向兼メールアドレス確認書	電子契約利用意向兼メールアドレス確認書はいつ提出すればよいですか。	【建設工事関係】 入札の場合は、入札時に提出してください。なお、本書類は落札決定の判断とは関わりない書類であることから、入札時に提出を忘れていても落札決定には影響せず、契約締結までに提出してもらえば良いこととします。 随意契約の場合は見積書の提出と併せて提出してください。 【物件関係】 電子契約の対象となる契約の場合、落札資格の確認時に県の契約事務担当者から契約締結方法について意向確認を行います。電子契約とする場合は電子契約利用意向兼メールアドレス確認書を電子メール等で提出してください。
15	共通	電子契約利用意向兼メールアドレス確認書	当初契約を締結する際に電子契約利用意向兼メールアドレス確認書を提出済みで、変更契約でも電子契約を利用する場合、再度電子契約利用意向兼メールアドレス確認書の提出が必要ですか。	当初契約締結時に提出した電子契約利用意向兼メールアドレス確認書の記載内容に変更があった場合のみ提出してください。記載内容に変更がない場合は提出不要です。
16	共通	電子契約利用意向兼メールアドレス確認書	契約毎に電子契約利用意向兼メールアドレス確認書の担当者やメールアドレスが異なってもよいですか。	契約ごとに提出いただきますので、その都度、担当者やメールアドレスが異なっても構いません。 最終確認者については原則同じであると考えられますが、契約締結権者又は契約締結権者から契約の締結を委任された者であれば契約ごとに異なっても構いません。
17	共通	電子契約利用意向兼メールアドレス確認書	電子契約利用意向兼メールアドレス確認書に記入するメールアドレスは、三重県の電子調達システムに登録しているメールアドレスと異なるものでもよいですか。	異なるメールアドレスであっても特に問題ありません。
18	共通	電子契約利用意向兼メールアドレス確認書	個人事業主でいわゆる一人親方の場合や事務担当者がいない場合、確認者は一人でもよいですか。	問題ありません。

連番	大分類	小分類	質問	回答
19	共通	電子契約利用意向兼メールアドレス確認書	担当者が複数いる場合、担当者欄を追加してもよいですか。	担当者が複数存在する場合は適宜入力欄を追加していただいて構いません。
20	共通	電子契約利用意向兼メールアドレス確認書	電子契約利用意向兼メールアドレス確認書で電子契約サービスを「希望しません」を選択することができますが、10月1日以降もこれまで通り紙媒体で契約することは可能ですでしょうか。	可能です。電子契約を希望しない場合は紙媒体での契約となります。
21	共通	電子契約利用意向兼メールアドレス確認書	電子メールアドレスはフリーメールアドレスでも可能ですか。	可能です。クラウドサインからのメールが受信できるように設定をお願いします（設定方法が分からない場合はヘルプセンターまでお問い合わせください）。
22	工事	契約締結前の事前調整	契約書の鑑等は受注者で作成するのですか。	紙契約の場合と同様に受注者側で作成をお願いします。詳細については発注機関から依頼させていただきます。
23	工事	契約締結前の事前調整	建設工事において、建設リサイクル法の対象の場合、建設リサイクル法に係る届出はどのように提出しますか。	建設リサイクル法に係る届出については、県の契約事務担当者に確認を依頼し、確認を受けたものを電子データにより県の契約事務担当者に提出してください。その後、県の契約事務担当者において、当該届出を契約書とともにアップロードし、契約手続を進めます。
24	工事	保証金の手続	電子契約を採用した場合、契約保証及び前払保証も電子保証とする必要がありますか。	ありません。紙証書等でも問題ないです。
25	共通	契約手続	契約書のPDFデータの作成及びクラウドサインへのアップロードは発注者側で行われるのでしょうか。 契約書の日付は、契約書の内容確認の際に記載されていますでしょうか。それとも、契約予定日と確認期限の日が提示され、それまでに処理を行う形でしょうか。	契約書データのPDF化及びアップロードは発注者側で行います。 契約書の日付について、建設工事関係の場合は契約書の内容確認の際に契約書鑑に記載されています。記載された日付までに契約手続きが完了するよう可能な限り速やかに契約書の確認をお願いします。 物件関係の場合は契約書への日付の記載はなく、受注者及び発注者で電子署名を行った後にクラウドサイン上で付与されるタイムスタンプの日付が契約日となります。契約予定日等は発注機関からお示いたします。
26	工事	契約手続	工事契約の場合、条項、仕様書、図面など契約書類が膨大な量になるが、一式で送付されますか。	契約1件につき一式で確認依頼が送付されます。なお、ファイル数は1つのファイルにまとめられている場合と、条項、仕様書、図面など種類ごとに複数に分かれている場合とあります。
27	共通	契約手続	契約事務担当者が承認をしないと、最終確認者にはクラウドサインからメールが届かないのでしょうか。	契約事務担当者の承認後に、クラウドサインから最終確認者に対してメールが送信されます。
28	共通	契約手続	契約書の内容の確認について、ブラウザ上で行わずに紙に印刷して確認を行うことはできますか。	可能です。クラウドサインから送信されるメールから契約書の確認画面を開き、当該画面から契約書PDFをダウンロード出来ますので、印刷の上、ご確認ください。
29	共通	契約手続	締結完了のメールは誰に届くのでしょうか。	契約事務担当者及び最終確認者の双方にクラウドサインからメールが届きます。
30	共通	契約手続	県からの確認依頼メールのURL有効期限が切れた場合はどうすればよいですか。	確認依頼メールを再送しますので、県の契約事務担当者までご連絡ください。
31	共通	契約手続	議会案件の仮契約でも同じ手続きになりますか。	基本的には同じです。 ただし、議会承認後の通知はクラウドサインではなく、別途行うことになります。
32	共通	契約手続	契約書内容に誤りがあり、同意せずに却下した場合はどうなりますか。	発注機関へ契約書内容に誤りがあったことを電話、メール等でご連絡ください。再度手続きを行います。
33	共通	契約書の保管	電子契約締結後、契約書はどのようにダウンロードできますか。	契約締結完了後、契約事務担当者及び最終確認者の双方に契約書のPDFファイルが添付されたメールが送付されます。容量が大きい場合は、メールのURLからダウンロードできます。
34	共通	契約書の保管	契約書と仕様書のファイルが分かれている場合、保管の必要が有るのは契約書のファイルだけでしょうか	電子契約サービスには、ファイルを複数アップロードすることが可能です。紙契約書と同様に、契約書と一体になっている書類一式を保管してください。
35	共通	契約書の保管	契約締結後、クラウドサイン上で自動保管した場合でも、別途PDFファイルを保管する必要がありますか。	既にクラウドサインを導入されている事業者様は、契約締結後、自動的にクラウドサイン上に契約書が保存されるため、契約締結完了メールに添付されているPDFファイルの保存は任意です。クラウドサインを導入していない事業者様は、契約締結完了メールに添付されているPDFファイルをパソコン等の任意の場所に適切に保管をお願いいたします。
36	共通	契約締結後の訂正	契約締結後に契約書に誤りが発覚した場合、どのように対応すればよいですか。	訂正の覚書及び修正した契約書を改めてクラウドサインで交わすこととなります。詳細は県の契約事務担当者までお問い合わせください。
37	共通	合意締結証明書	合意締結証明書とは何ですか。	合意締結証明書は、電子契約サービス提供事業者が発行する証明書で、電子契約が取り交わされた事実を確認できるものです。合意締結証明書には、契約名、契約書のファイル名、書類ID、契約書の確認・同意を行った方の氏名、メールアドレス及び承認日時が記載されます。
38	共通	合意締結証明書	合意締結証明書はクラウドサインに登録しないとダウンロードできませんか。	お見込みのとおりです。クラウドサインへの登録は必須ではありませんが、合意締結証明書をダウンロードしたい際などは登録が必要となります。なお、フリープランへの登録でもダウンロード可能です。
39	共通	合意締結証明書	合意締結証明書がないと契約の有効性を担保できないのでしょうか。	電子署名が付されたPDFファイルが契約書原本であるため、合意締結証明書は必須ではありません。何らかの用途で契約書を印刷したものが必要となるとき、印刷したものは写しであり合意締結の証しがないため、契約の合意がなされたことを証明するために合意締結証明書を用います。
40	共通	契約書以外の書類	契約書類以外を電子契約サービスにより提出できますか。	電子契約サービスで取り扱う書類は、契約書（書面による契約の場合に製本する書類）のみです。
41	工事	契約書以外の書類	契約書以外の書類（現場代理人等選任通知書等）はどのように提出すればよいですか。	従来通り紙資料で提出いただいても、電子メール等により電子媒体で提出していただいても構いません（契約書条項の改正により、原則書面によることとしていた通知等の行為について電磁的方法によることを可能としています）。詳細は発注機関にご確認ください。

連番	大分類	小分類	質問	回答
42	工事	契約書以外の書類	落札確認書や契約書受領時に受け取っていた監督員選任通知等もクラウドサイン上で頂けるのでしょうか。	落札確認書や監督員選任通知書はクラウドサインではなく別途交付いたします。電子契約の導入に伴い落札確認書や監督員選任通知書への押印を廃止しますので、手交に限らず電子メール等でも送付可能となります。
43	共通	印紙税	電子契約においては、収入印紙が不要とのことですが、その根拠を教えてください。	印紙税は紙で契約締結した場合にのみ発生するものであり、電子契約で締結した場合には印紙税は発生いたしません。（印紙税法第2条） 国税庁は、「電磁的記録」により契約締結した場合には印紙税が発生しない旨明確化しています。
44	共通	システム操作	説明会資料とは別に操作マニュアルを作成する予定はありますか。	クラウドサインの操作方法はヘルプセンター等で確認してください。また、クラウドサインの受信者用マニュアルを三重県HP「建設業のための広場」内に掲載します。
45	共通	トラブル対応	締結済み契約書のPDFファイルの署名検証でエラーが発生した場合はどうすればよいですか。	まず、締結済み契約書のPDFファイルは、PDF閲覧ソフト「Adobe Acrobat Reader」で開くようにしてください。 エラーが発生する場合は、以下のヘルプセンターをご参照の上、設定等を確認してください。 ヘルプセンター PDFに関するエラー https://help.cloudsign.jp/ja/collections/144974
46	共通	トラブル対応	締結済み契約書のPDFファイルを誤って削除してしまった場合、再取得は可能ですか。	締結完了メールが残っている場合は、添付されている契約書データを再ダウンロードしてください。 締結完了メールが残っていない場合は、確認依頼メールの受信に利用したメールアドレスと同じアドレスでクラウドサインにアカウント登録（無料）を行うことで、クラウドサイン上で閲覧・再ダウンロードが可能となります。
47	共通	変更契約	変更契約は、当初契約と異なる契約方法とすることはできますか。具体的には、当初契約を書面による契約とした場合、変更契約を電子契約とすることは可能ですか。また、当初契約を電子契約とした場合、変更契約を書面による契約とすることは可能ですか。	いずれも可能です。
48	工事	変更契約	変更契約の場合はどういった対応をすればよいですか。	発注機関から電子メール等により変更協議を行い、当初契約の場合と同様に受注者側で変更契約書の鑑等を作成いただきます。詳細については発注機関から依頼させていただきます。
49	共通	三者間契約	三者間契約も電子契約可能でしょうか。三者とも同意が必要でしょうか。	三者間契約でも電子契約は利用可能です。なお、三者とも同意が必要となりますので、電子契約利用意向兼メールアドレス確認書は、全事業者分の提出が必要となります。
50	共通	共同企業体（JV）	共同企業体（JV）の場合の手続き方法はどのようにですか。	JVの場合、共同企業体用の電子契約利用意向兼メールアドレス確認書を使用し、全ての構成企業の確認者を記入していただきます。発注者側で全社の確認者を送信ルートに設定し、順番（代表者→構成員1→構成員2…）に確認いただくことで、電子契約書には全社の確認者の電子署名が付与されます。
51	共通	共同企業体（JV）	共同企業体で契約する場合、契約締結後に電子契約書のデータは代表者と構成員の両方に送付されるのでしょうか。	契約締結後、電子契約利用意向兼メールアドレス確認書に「確認者」として設定した全ての構成員に締結済みの契約書データが送付されます。
52	工事	経営事項審査	経営事項審査において契約書を提示する際の対応はどうなりますか。	契約書を紙媒体で提出する場合は案件名、契約額、契約者名などがわかる契約書及び契約に合意したことがわかる合意締結証明書を紙出力したものを提示してください。 契約書を電子媒体で提出する場合は電子署名が付されたPDFファイルを添付してください。
53	共通	クラウドサイン以外の電子契約サービス	クラウドサイン以外の電子契約サービスは利用できますか。	三重県がクラウドサインを利用して契約書を送信（アップロード）する場合に限ります。事業者様から送信（アップロード）したり、他社の電子契約サービスを利用いただくことはできません。